

令和3年1月7日

各指定障がい者支援施設 管理者 様
各指定障がい児入所施設 管理者 様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様
各指定一般相談支援事業所 管理者 様
各指定特定相談支援事業所 管理者 様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者 様
各移動支援事業所 管理者 様
各地域活動支援センター 施設長 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

障がい福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び
障がい福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について（周知）

平素は、本市障がい福祉行政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、日々、感染防止にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

障がい福祉サービスは、障がい者及びその家族等の生活に欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

今般、厚生労働省において、障がい福祉サービス施設・事業所職員の感染症への対応力の向上を目的として、必要な感染症の知識や対応方法等を「障がい福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」としてとりまとめられました。

また、必要なサービスを継続的に提供するため、または仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、障がい福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等を取りまとめられました。

つきましては、事業所関係者に周知いただき、厚生労働省ホームページに掲載の各種マニュアルをご参照のうえ、引き続き感染拡大防止対策に努めていただくとともに、事業所職員や利用者に感染または濃厚接触がある場合にも生活に必要なサービスを確保するなど適切な対応をいただきますようお願いいたします。

記

【掲載場所】

厚生労働省ホームページ（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html）

（ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等）

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel:06-6208-8071 Fax:06-6202-6962

障がい支援課 Tel:06-6208-7986 Fax:06-6202-6962

運営指導課 Tel:06-6241-6527 Fax:06-6241-6608